

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国立市の人口は、平成30年(2018)4月1日現在75,932人、昭和42年(1967)年の市制施行当時と比べ、1.3倍に増加しているものの、近年増加率は1%を割り込む微増の傾向が続いている。

年齢3区分人口では、平成19(2007)年以降、年少人口及び生産年齢人口は概ね一貫して対前年比マイナスで推移している一方、老年人口は一貫して対前年比プラスで推移しており、人口の高齢化が急速に進行している状況である。

国立市の産業を就業者数で見ると、小売業、医療・福祉業、教育・学習支援業の順で割合が高く、概ねこの3業種で全体の半数を占めるとともに、全産業の92%が第三次産業の産業構造になっている。

また、国立市内の事業者の96%が従業者数50人以下となっており、国立市の経済は中小企業によって支えられていると言える。

近年の中小企業の動向について、経常利益は過去最高水準で推移しているものの、依然として大企業との生産性格差は拡大しており、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、市内中小企業の労働生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

国立市では、生産性向上特別措置法37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

国立市北部地域は、新興住宅地として発展したこともあり、JR中央線国立駅周辺及びJR南武線谷保駅、矢川駅を擁する富士見台地域に、小売業、医療・福祉業、教育・学習支援業などの事業所が多く立地している。

一方、南部地域には、中央自動車道の国立・府中インターチェンジがあり、また準工業用地に指定されていることから、運輸業や建設業、製造業が他の地域と比較して多く立地している。

このように、地域特性に合わせた産業が分布しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市域全域とする。

### (2) 対象業種・事業

国立市の産業は、小売・サービス・医療などの非製造業の事業割合が高いものの各産業、各事業者における生産性向上に向けた取組は、新技術・新製品や新商品の開発、AIやIoTなどの最先端技術の活用やIT導入による業務効率化、省エネルギーの推進等、多様な事業や方法が想定される。

本計画においては、中小企業者による幅広い取組を促すため、対象とする業種は全業種とし、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者が作成する先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間の中から事業者が選択するものとする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- 個人情報を取り扱う取組に関しては、個人情報の有用性に配慮しつつ、情報の流出等が起こらないよう個人の権利利益を保護する仕組みを構築すること。